

新規手続のオンライン利用の開始について

1. 新規にオンライン利用を開始する手続

手続名： 10kW未満の太陽光発電設備認定申請
10kW未満の太陽光発電設備変更認定申請
再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出
再生可能エネルギー発電設備廃止届出
(すべて平成24年6月18日より、e-Govに公開)

手続担当課：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課
新エネルギー等電気利用推進室

関係法律：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」
(再エネ特措法)

手続概要：再エネ特措法に基づいた電気買取制度。

電気事業者に、太陽光、風力、バイオマス等により発電された再生可能エネルギー電気を固定の価格・期間で買い取ることを義務化したことにより、発電事業者(例、住宅用太陽光発電設備設置者本人(一般家庭)、工務店)からの申請を受け付け、国が審査し、法定基準を満たす設備を認定して電気買取を実施する。

2. 業務プロセスについて

一般家庭等から、容易に設備認定申請手続を行うことができるように入力支援システム(再生可能エネルギー発電設備登録・管理ホームページ (<http://www.fit.go.jp>))を通じて設備認定申請を受け付ける。申請は代行申請事業者が当該申請データを取りまとめ、国にe-Govを通じてオンラインによる申請を行う。

3. オンライン利用のニーズ

(1) 申請件数の見込み

住宅用太陽光発電設備の認定申請件数は年々増加しており(平成23年度は約25万件)、今後も更に増加見込みである。また、オンライン利用による電子申請が行われるように各地で説明会も開催している。

(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/meeting.html>参照)

(2) 費用対効果

手続き追加による汎用電子申請システムに対する新たな費用は発生しない。また、

当該手続きの追加により、オンライン利用による申請件数が増加することで、効果も増大する見込みである。

以上